改正施行時期の前後における確認申請等と改正後の規定の適用関係について

　改正施行時期の前後における確認申請又は計画通知（以下「確認申請等」といいます。）と改正後の規定の適用関係については、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 確認申請書又は計画通知書の提出日と施行日との関係 | 改正後  の規定 |
| ① | R3.5.1  （施行日）  確認申請書  計画通知書  （提出）  （着工） | 適用外 |
| ② | R3.5.1  （施行日）  確認申請書  計画通知書  （提出）  （着工） | 適用 |
| ③ | R3.5.1  （施行日）  確認申請書  計画通知書  （提出）  （着工）  R3.5.1  （施行日）  確認申請書  計画通知書  （提出）  （着工）  計画変更※ | 適用外 |
| ④ | ※当初の確認申請等の申請建築物の計画変更に限ります。 | 適用外 |

　　①　確認申請等が施行日より前のため、改正後の規定は適用されません。

中間検査申請時に報告書の提出は不要です。

　　②　確認申請等が施行日以後のため、改正後の規定が適用されます。

中間検査申請時に報告書の提出が必要です。

　　③　確認申請等が施行日より前のため、改正後の規定は適用されません。

中間検査申請時に報告書の提出は不要です。

　　④　施行日より前の確認申請等で、施行日以後の計画変更（施行日より前の確認申請等の申請建築物の計画変更に限ります。）の確認申請のため、改正後の規定は適用されません。

中間検査申請時に報告書の提出は不要です。

* 施行日以後、中間検査及び完了検査の申請時に提出される報告書については、改正後の様式を使用することができます。